

二十三年産さとうきび及びびでん粉原料用かんしょの品目別経営安定対策の決定にあつての

決議（政府申し入れ）

平成二十二年十一月十八日
自 由 民 主 党
農 林 部 会
野菜・果樹・畑作物等対策小委員会

わが国の防衛にとつて重要な沖縄県・鹿児島県離島のさとうきび及びびでん粉原料用かんしょは、代替できない基幹作物であり、国産糖工場・いもでん粉工場と車の両輪となつて、地域経済を支える重要な産業となつてゐる。

平成十九年度より、さとうきび及びびでん粉原料用かんしょは品目別経営安定対策が講じられているが、今後も引き続き、同制度が維持されることとなり、平成二十三年産の取扱いを決定しなければならぬ時期を迎えている。

この間、地域においては、国と一体となつて増産をめざして、生産者の努力はもとより、市町村、JA及び製造事業者が一体となつて取り組みを強めており、一定の成果を挙げってきた。しかしながら、政府はTPPへの参加を検討しており、農畜産物の大幅な関税引き下げとともに、糖価調整制度の根幹を揺るがす深刻な事態が懸念される。

以上の観点に立つて、平成二十三年産の政策価格ならびに制度内容の決定にあつては、左記の事項について、その実現をはかるよう決議し、政府に強く申し入れる。

また、北海道畑作農業の基幹作物であるてんさい・ばれいしょについては、戸別所得補償制度への移行に伴い、合理的輪作体系の確立に向けた取り組みへの支援等を含め、再生産が可能となる手取り水準を確保し、生産者の経営努力が報われる制度とすることを併せて、政府に強く申し入れる。

記

一、日本農業の壊滅につながる関税撤廃を原則とするTPP交渉等への参加は決して行わないこと。

一、糖価調整制度については、国民生活上欠かすことのできない重要品目である「砂糖・でん粉」の安定生産を支え、わが国食料自給率の維持に大きく寄与しており、現行の糖価調整制度の枠組みを堅持し、制度運営に必要な予算を確保すること。

一、二十二年産のさとうきび及びびでん粉原料用かんしょの経営安定対策の支援水準については、生産者の努力に報いるよう、現行以上の手取りを確保すること。あわせて、さとうきびについて、増産の取り組みに逆行する交付金対象数量の上限設定を行わないこと。

一、さとうきび等の畑作物の生産性の向上、機械化の促進等を図るため、現行以上の生産振興対策を講じるよう支援策を強化すること。

一、黒糖（黒砂糖）の表示問題については、国産黒糖の振興に資する観点から、消費者に誤認を与えないよう適正な表示区分を行うこと。

一、小規模離島のさとうきび生産を支える含みつ糖企業について、製造設備の整備や販路拡大のために必要な予算を確保すること。

以上